

三池港外貿コンテナ定期航路利用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三池港の外貿コンテナ定期航路を利用する荷主に対し、マイポートみいけ利用促進協議会が、コンテナ輸出入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、三池港における新たな荷主の発掘と取扱貨物の増加を図り、もって三池港の背後圏における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人経営を含む。以下同じ）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
- (2) 当該年度において、三池港外貿コンテナ定期航路（国際コンテナ戦略港湾との内航フィーダー輸送を含む。）を利用したもの。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、当該年度の取扱貨物量に応じて、1TEU（1TEUは20フィートコンテナ1個）あたり次の各号のとおりとする。

- (1) 輸出 2万円（小口混載貨物を除く。）
- (2) 輸入 1万円（小口混載貨物を除く。）

2 当該年度において新たに外貿コンテナ定期航路を利用した荷主（以下「新規利用荷主」という。）については、第1項の助成金に加えて、1TEUあたり5千円加算する。

なお、新規利用荷主には、前年度に助成金の交付を受けていない荷主を含むものとする。

3 第1項及び第2項については、1荷主企業あたり合計で250万円を上限とする。

4 前年度において外貿コンテナ定期航路を利用した荷主（以下「継続利用荷主」という。）については、当該年度も継続して利用し、かつ、前年度実績より10TEUを増加した場合は、10万円を助成する。

5 前項の規定については、1荷主企業あたり10万円を上限とする。

6 外貿コンテナ定期航路を利用して定温及び特殊コンテナを輸出入した荷主については、輸出入定温及び特殊コンテナ1TEUあたり5千円を加算する。

7 前項の規定については、1荷主企業あたり50万円を上限とする。

8 第3項に規定する上限を超えた荷主については、輸出の場合のみ、追加取扱貨物1TEUあたり5千円を助成する。

9 前項の規定については、1荷主企業あたり100万円を上限とする。

10 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分は交付しないものとする。ただし、輸出入日が同一である請求金額が予算額を超えた場合は、当該請求金額については、予算残額を按分して交付するものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、港湾運送事業者を通じ、助成対象となるコンテナ輸出入実績1ヶ月分（1日からその月の末日まで）ごと、翌月末日までに三池港外貿コンテナ定期航路利用促進助成金交付申請書（様式第1号）及び三池港外貿コンテナ定期航路利用促進助成金交付申請書の送付について（様式第2号）により、別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求内容を審査し、要件を満た

している場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、速やかに当該申請者へ助成金を交付し、不交付の場合は、三池港外貿コンテナ定期航路利用促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（助成金の返還）

第6条 会長は、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。改正後の三池港外貿コンテナ定期航路利用促進助成金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月26日から施行し、改正後の三池港外貿コンテナ定期航路利用促進助成金交付要綱の規定は、令和3年10月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。